

県税還付情報管理システムに係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本県（以下「県」という。）では、自動車の抹消登録等により発生する自動車税過誤納金の還付にあたり、県民の利便性向上及び職員の事務負担軽減を目的として、原則、口座振込による還付とする取り組みを進めている。

本業務では、インターネットを利用した WEB サイトからの申込（以下「WEB 申込」という。）及び書面による郵送申込（以下「紙申込」という。）の双方による還付口座申込環境の整備、還付案内通知の発送、問い合わせ対応等の業務について、専門的知識及び創意工夫を有する事業者からの企画提案を募集し、最も適切な受託事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

県税還付情報管理システム

(2) 業務の内容

別紙「県税還付情報管理システム仕様書」のとおり

(3) 委託期間

別紙「県税還付情報管理システム仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

23,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、業務導入に係る費用及び令和8年度中（10月～3月）における業務運営に係る費用とする。

3 プロポーザルへの参加要件

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、次の要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録されるものであること。
- (3) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、本県から競争入札の指名停止または見積もり合わせへの参加排除を受けて、指名停止または参加排除期間中である者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 類似業務の受注実績が過去5年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

4 スケジュール

項目	期限
募集広告、実施要領等の配布開始	令和8年3月24日（火）
質問書の提出期限	令和8年3月31日（火）17時まで
参加申込書の提出期限	令和8年4月20日（月）17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年4月20日（月）17時まで
審査結果の通知・公表	令和8年5月中旬～下旬（予定）

5 説明会の開催、質問の受付及び回答

(1) 説明会の開催

説明会は開催しない。

(2) 質問書の提出方法

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問書(様式1)に内容を記入のうえ、以下の宛先に電子メールにより提出すること。

提出の際は、件名を「【質問書提出】 県税還付情報管理システム」とすること。なお、面接又は電話での質問には応じない。

【宛先】 石川県総務部税務課 収納管理グループ宛

電子メール zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 受付期間

令和8年3月31日(火) 17時まで(必着)

(4) 回答方法

電子メールの受信後、石川県総務部税務課から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付する。なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

(5) 質問回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、石川県ホームページ(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/index.html>)にて公開する。

6 参加申込書の受付

(1) 提出方法

参加希望者は、本要領に定める参加申込書(様式2)に内容を記入のうえ、提出期限までに、電子メール、郵便又は持参により提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。

(2) 提出期限

令和8年4月20日(月) 17時まで

(3) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎6階)

石川県総務部税務課収納管理グループ

電話番号 076-225-1273

電子メール zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp

※ 電子メールで提出の際は、件名を「【参加申込書提出】 県税還付情報管理システム」とすること。

(4) 参加の辞退

参加申込書(様式2)を提出したにも関わらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式3)を提出すること。

7 企画提案書の作成

次の要領により作成すること。

(1) 規格

(別添) 企画提案書の様式ととおり

なお、既存の資料を添付する場合は、極力A4に統一すること。

(2) 業務実施内容

別添企画提案書に基づいた企画案とすること。

仕様書によらない企画案も受け付ける。ただし、仕様書の事業項目のうち、企画案に含めないものがある場合は、その理由を記入すること。

(3) その他

企画書には提案者が特定できるもの(社名・個人名等)を一切記載しないこと。

8 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類

「7 企画提案書の作成」に基づき作成した企画提案書

(2) 提出部数

正本 1部(提案会社名の記載があるもの)

副本 5部(提案会社名の記載がないもの)

※電子データで提出する場合には、正本・副本のデータを1部ずつ提出すること

(3) 提出方法

以下の宛先にそれぞれ提出すること。

【郵送・持参】

(送付先) 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部税務課収納管理グループ 宛

※【企画提案書提出】県税還付情報管理システム」在中と記載すること

【電子データ送付】

(宛 先) 石川県総務部税務課収納管理グループ 宛

電子メール zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp (TEL 076-225-1273)

※提出の際は、件名を【企画提案書提出】県税還付情報管理システム」とすること。

※データ量は原則 10MB以内に収めること。

10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(4) 提出期限

令和8年4月20日(月) 17時まで

(5) 留意事項

ア 提出できる企画提案書は1者につき1案とする。

イ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、プロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

ウ 提出期限までに書類の提出がない者については、辞退したものとみなす。

エ 提出期限後のプロポーザル関係書類は、これを書き換え、引き換え又は撤回することは、一切認めない。

オ 石川県総務部税務課から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

カ 提出された企画提案書等は返却しない。なお、審査に必要な範囲において複製する。

9 企画提案書等の審査に係る事項

(1) プレゼンテーションの実施有無

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施せず、提出された企画提案書により書類審査のみとする。

(2) プロポーザルの審査

ア 本プロポーザルの審査にあたっては、県税還付情報管理システムに係る公募型プロポーザル審査委員会において提出された企画提案書等の審査を行い、最も評価の高い参加者を契約の相手方として選定する。

イ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方（以下「受託候補者」という。）として選定する。

ウ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ・他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
- ・実施要領又は仕様書に適合しない書類を作成すること。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 選考結果の通知

選考結果は、書面により参加者に通知する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

受託候補者と石川県と本件業務委託について協議し、仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(3) 契約書作成に係る費用負担

契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

(4) その他

受託候補者と石川県との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

石川県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合

(4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

13 その他

- (1) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、石川県の指示に従うこと。
- (2) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。